

奈良6次産業化サポートセンター業務の委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成28年 4月27日

奈良県知事 荒井 正吾

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良6次産業化サポートセンター業務

(2) 業務の目的

奈良県内の農林漁業及び農山漁村の活性化を図るために、農林漁業者による加工・販売分野への取組を促進するなど、1次産業である農林漁業と、2次・3次産業との総合かつ一体的な推進を図り、地域の農林水産物等の資源を有効活用して、農林漁業者の所得向上や地域における雇用の確保を目指す6次産業化を推進することが重要な課題となっている。

このため、本業務は、県内における6次産業化を推進するために県が設置する支援機関「奈良6次産業化サポートセンター」として、6次産業化を目指す農林漁業者等の経営の発展段階に即した個別相談や、6次産業化を実践又は支援する人材を育成する研修会を実施するとともに、2次・3次産業の異業種等との交流会等を開催し、農林漁業者等の6次産業化の取組を支援することを目的とする。

(3) 業務内容

奈良県内の農林漁業者等が6次産業化に取り組む上での課題に効果的に対応するため、次に掲げる各業務の企画立案を行うとともに、県や市町村等を始めとした関係機関と協力・連携しながら、各業務を実施すること。

- ①人材育成研修会の開催
- ②交流会の開催
- ③農林漁業者等へのサポート活動
- ④6次産業化・地産地消推進協議会の開催

(4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「平成28年度奈良6次産業化サポートセンター業務 業務説明書」(以下、「業務説明書」とする。)による。

(5) 委託上限額

14,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託業務実施期間

契約締結日から平成29年3月28日（火）まで

2 参加資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ① 奈良県における競争入札参加資格者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時までに資格者の登録を終えていることを条件とします。
- ② 県内に本社もしくは支店ないし営業所を設置していること。
- ③ 本件業務と同類の業務（農林漁業者等に対する個別相談などのサポート業務）を過去3年以内に実施（規模は問わず）した実績を有する者であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- ⑥ 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑧ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑨ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人でないこと。
- ⑩ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑪ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑫ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑭ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県農林部マーケティング課美味しい奈良推進係

TEL 0742-27-8923

FAX 0742-26-6211

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

- (2) 業務説明書の配布

平成28年4月27日（水）から平成28年5月11日（水）午後3時までの間に、(1)の担当部署または「奈良県マーケティング課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時（最終日は午後3時）までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

- (3) 参加表明書の提出

① 提出期限 平成28年5月11日（水）の午後3時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時（最終日は午後3時）までとし、県の休日を除く。

② 提出先 (1)の担当部署と同じ

③ 提出物および提出部数

- ・様式 1 -① 参加表明書
 - ・様式 1 -② 本件業務と同類の業務を実施した実績に関する書面
上記を各 2 部提出
- ④ 提出方法 持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- (4) 技術提案書の提出
- ① 提出期限 平成 28 年 5 月 20 日（金）の午後 5 時まで
ただし、受付は午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時までとし、県の休日を除く。
- ② 提出先 （1）の担当部署と同じ
- ③ 提出物および提出部数
- ・様式 2 -① 技術提案書
 - ・様式 2 -② 奈良 6 次産業化サポートセンター業務に関する企画提案
 - ・様式 2 -③ 奈良 6 次産業化サポートセンター業務 積算書
- 上記を各 7 部提出。
- ④ 提出方法 持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

- (5) 質問の受付
業務説明書に示すところによる。
- (6) 留意事項
業務説明書に示すところによる。

- 5 受託者の特定
技術提案書を特定するための評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。
- 6 契約の締結
5 により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5 により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- 7 その他
- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
 - (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) その他、詳細は「奈良 6 次産業化サポートセンター業務 業務説明書」によるものとする。